

6-3.テレワーク設備導入 にかかる費用の支援

1. 働き方改革推進支援助成金（テレワークコース、新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース）（厚労省）

新たにテレワークを導入した中小企業事業主等に対して、テレワーク用通信機器の導入等に係る経費について助成します。 ※令和2年4月28日、5月1日一部改正

●新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコースの主な改正点

令和2年2月17日以降の取組について

- ・受け入れている派遣労働者がテレワークを行う場合も対象とします。
 - ・パソコンやルーター等のレンタル・リースの費用（※）も対象とします。
- ※5月31日までの経費であり、かつ、同日までに支出されたものに限りま

●テレワークコースの主な改正点

- ・1人当たりの上限額及び1企業当たりの上限額を倍増します。
- ・受け入れている派遣労働者がテレワークを行う場合も対象とします。
- ・成果目標を見直します。

詳細・応募方法は以下URLよりご確認ください。

テレワークコース

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/telework_10026.html

新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisikitelework.html

2. IT導入補助（生産性革命推進事業の内数）

事業継続性確保の観点から、業務効率化ツールと共にテレワークツールの導入を支援します。（「設備投資・販路開拓」の「IT導入補助」の項目を参照）

3. 税制面での支援

①少額減価償却資産の特例

中小企業は、30万円未満のテレワーク用設備（パソコンやソフトウェア）について、全額損金算入することが可能です。

②中小企業経営強化税制 ※詳細は調整中

「中小企業経営強化税制」に、デジタル化促進のための設備投資に係る新たな類型を追加し、テレワーク用設備等を導入する場合に、即時償却又は設備投資額の7%（資本金が3,000万円以下の法人は10%）の税額控除がご活用いただけます。

詳細・申請方法は「中小企業税制パンフレット」をご確認ください。

 中小企業税制パンフレット で検索、または以下のURLよりご確認ください。

※税制パンフレット9、22ページに記載しております。

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/pamphlet/2019/191010zeisei.pdf>